

必要書類		概要	提出先
1. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」【様式1】		本制度による緊急給付金の支給を申請するための書類。 ※すでに日本学生支援機構の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。奨学生でない場合は、3ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。	在学している大学等
2. 「誓約書」【様式2】		申請者（学生等）本人が受ける緊急給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した緊急給付金を返還していただくことがあります。	
3. 支給要件を満たすことを証明する書類	①原則として自宅外で生活している	<u>アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等</u>	在学している大学等
	②家庭から多額の仕送りが無い	<u>誓約書（様式2）に金額（年額）を記載</u> ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り額を記載 <u>預貯金通帳等の写し（任意）</u>	
	③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	<u>コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）</u> 又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入	
	④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている 1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている	1) 申請書の「3. 申し送り事項」に事情等を記入 2) アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し(任意)等(2020年1月以降の2か月分で減少がわかるもの) ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること 3) 他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等(提出可能な場合)	
	⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす 1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者 3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	<u>以下に係る認定書の写し（提出可能な場合）</u> ・第一種奨学金（奨学生証） ・大学等独自の奨学金 ・民間等による支援制度等 ・外国人留学生学習奨励費	

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、必要に応じて申請時に所属大学等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した緊急給付金を返還して頂くことがあります。